

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成16年度 第4回会議
開催日時	平成17年2月10日（水） 午後3時から午後4時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 寅丸委員 竹之中委員（欠席 吉田委員） 事務局：加藤企画部長 池田企画部参与 高橋都市整備部参与 神作企画部副参与 佐藤市民課長 木村公園緑地課長 下鳥企画部主幹 内田市民部主幹 加地市民部主幹 飯島企画課長補佐 山野上企画課主事
議題	1 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」 2 個別案件「西東京市事務手数料の適正化について」 3 その他
会議資料の名称	資料1 （仮称）合併記念公園駐車場の面積について 資料2 （仮称）合併記念公園駐車場原価計算書 資料3 （仮称）合併記念公園駐車場使用料設定の考え方 資料4 西東京市手数料条例の一部改正について 資料5 住民基本台帳法（抄） 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（抄） 資料6 個人情報保護制度のあらまし 資料7 東京都連合戸籍事務協議会の総務省あて要請書 全国連合戸籍事務協議会の調査表及び集計概要 資料8 西東京住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱 閲覧事務の概要及びフロー 資料9 平成16年度閲覧件数内訳表、閲覧内容内訳表 資料10 他自治体における取組状況
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名： 発言内容 ○議題1 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」 ・前回資料の駐車場面積（987㎡）には植栽が含まれていたため、植栽面積を除く698㎡として再計算した。 ・一台当たりの駐車スペース及び車路の幅員は、いずれも(社)日本道路協会の定める最低基準である。また、障害者用の駐車スペースは、東京都福祉のまちづくり条例に基づく基準を満たすものである。	

・人件費を中心に再度原価計算を行った。原価計算書1では、職員の人件費を精査し、0.2名と見積もった。管理委託料は管理棟受付業務の2割を見込んでいる。原価計算書2では、管理棟建設費のほか、管理委託料として駐車場に係る設備点検委託料などを計上し、公園全体の面積と年間使用時間数で割って単価4円を算出した。

・原価計算書1及び2の計算結果を合計した47円が、1台1時間当たりの原価となる。近隣の公園駐車場の利用率（約30%）を考慮すると、1台1時間当たりの適正単価は157円と算出される。駐車場の受益者負担率は、70～100%が妥当であり、周辺の民間駐車場との均衡を加味して、「使用料を2時間まで300円、以降1時間ごとに150円」としたい。

・質疑応答

○委員：駐車場の植栽面積は基準などで決められているのか。

○事務局：都市公園は、公園全体で緑地が50%以上と決められている。

・審議を終了し、会長と事務局で調整し答申文を作成することとした。

○議題2 個別案件「西東京市事務手数料の適正化について」

・個人情報保護の観点から住民基本台帳の閲覧手数料を見直すため議論を行った。

・質疑応答

○委員：住民基本台帳の閲覧は1世帯でいくらになるのか。

○事務局：閲覧をすれば1世帯でも3,200円となるが、個人での利用であれば、通常は住民票の写しとして請求してもらうため、手数料は200円となる。

○委員：閲覧は法で認められているものであり、手数料を上げることで制約するのは論理的ではない。誓約書に記載した目的で閲覧した情報を利用しているのかチェックをするのが本来のやり方なのではないか。

○事務局：現実的にチェックは難しい。法改正が見込めない状況では、他市で実績のある手数料の値上げが抑止力として効果的である。なお、閲覧の回数や人数の制限についても要綱改正により強化する予定である。

○委員：閲覧中は常時職員がついているのか。

○事務局：ついていない。常時職員の視野に入る場所で閲覧させている。

○委員：転記した件数のチェックはどのようにしているか。

○事務局：指定用紙にのみ転記させており、他の用紙への転記やスキャナーでの持ち出しがないよう注意している。転記した件数を閲覧件数と捉えている。

○委員：住民からすれば、住民基本台帳を見られること自体、個人情報保護されているとは思えないだろう。そうであれば、職員の監視と抑止とは無関係ではないのか。

○事務局：法11条から閲覧自体は止められない。

○委員：西東京市ではスキャナーが使用されたことはあるか。

○事務局：ない。

○委員：転記は5件だが見たのは10件ということもありえるが。

○事務局：視野に入ったもののチェックはできないため、現状では転記した件数に応じて手数料を徴収している。

○委員：目的外に利用したときの罰則はあるのか。

○事務局：法でも条例でも特にないが、その被害の程度に応じたものとなるはずである。

○委員：この問題はコスト計算に基づく受益者負担の適正化とは性格が異なる。金額

は他市を参考にするしかない。大量閲覧を抑止するには、やはり手数料改定しかないのかもしれない。閲覧件数の制約はできないのか。

○事務局：閲覧を法で認めていることから難しい。また、年齢別などの台帳が無く、その目的に沿った情報だけを閲覧させることができない。そうすると、10件中10件転記するのと100件中10件転記するのでは90件分の不公平があることから、30分3,000円の手数料があるのだと考えても良いのかもしれない。

○委員：特定の者の情報だけがほしい場合は、台帳1冊を渡して見せるのか。

○事務局：台帳のその部分のみを見せるか、住民票の写しを請求してもらう。

○委員：常に新しい情報なのか。

○事務局：1、4、7、10月の四半期で更新している。

○委員：額が妥当かどうかの判断は難しい。法改正までの間という但し書きをつけて、抑止力、プライバシー保護の点で答申するしかないだろう。

○委員：資料9は公開されるのか。市外企業による閲覧が大半であること市民が知れば、改正の趣旨を理解してもらえらるだろう。

○事務局：会議自体が公開であり、資料も公開する。

○議題3 その他

・第5回会議は2月15日の午後3時から開催する。